広報 2014 10月
特集号 第1金曜日号
ひらつか

子育て特集号

健やかな成長を願って

写真は子育て支援センター実施の手遊びやリズム遊び、絵本の読み聞かせなどを行う「ジョイフルタイム」の様子

平成27年度「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決して、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律とその他関係する法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。

新制度は、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブなど地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

目次

1～3面…子ども・子育て支援新制度「新制度ではここが変わります！」
4～5面…幼稚園・保育所一覧など
6面…放課後児童クラブ（学童クラブ）
7面…「感覚遊具で遊ぼう！」など
8面…「こんにちは、保健センターです」

◎発行　平塚市　◎編集　健康・こども部
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
☎0463-23-1111　FAX0463-23-9467
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/

新制度ではここが変わります！

給付制度が導入されます

新制度では、幼稚園などでの幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障するために「給付制度」が導入されます。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所などの給付対象施設・事業を利用した場合、国・県・市は施設などが教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として負担し、市がまとめて支払うことになります。

なお、この給付費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さんへの直接的な給付ではなく、市から施設などに支払う仕組み（法定代理受領）となっています。

法定代理受領って？

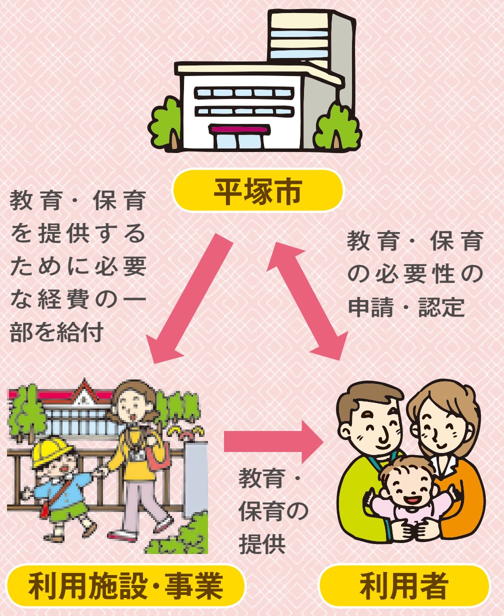

教育・保育の施設（事業）はこのようなものがあります

幼稚園（対象年齢は3～5歳）
さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」。
園により昼過ぎ頃までの教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施しています。

認可保育所（対象年齢は0～5歳）
就労などの理由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育が必要な乳幼児を保育する「児童福祉施設」。
夕方までの保育（園により夜間もあります）のほか延長保育を実施しています。

認定こども園（対象年齢は0～5歳）
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。
0～2歳児には夕方までの保育を実施し、3～5歳児は昼過ぎ頃までの教育時間および保育が必要な場合は夕方までの保育を実施します。（園により延長保育も実施）

家庭的保育（対象年齢は0～2歳）
定員を5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で家庭的な雰囲気の中、保護者に代わって保育を実施する事業。

小規模保育（対象年齢は0～2歳）
定員を6人以上19人以下とし、家庭的保育に近い雰囲気の比較的小規模な環境で保護者に代わって保育を実施する事業。

事業所内保育（対象年齢は0～2歳）
企業などが主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか地域の子どもも一緒に保育を実施する事業。

居宅訪問型保育（対象年齢は0～2歳）
保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とし、保育者が保護者に代わって保育を実施する事業。

～子ども・子育て支援新制度の仕組み～

給付対象外

- **就園奨励費対象**
  ※現行制度のままの幼稚園が対象となります。
  - 幼稚園
- **認可外保育施設**
  ※原則補助や助成の制度はありません。
  - 事業所内保育

給付対象

- **施設**
  - 認定こども園
  - 認可保育所
- **事業（地域型保育）**
  - 家庭的保育
  - 小規模保育
  - 居宅訪問型保育

※利用をご希望される上記施設・事業が給付対象となるかは各施設などにお問い合わせください。

教育・保育の必要性の認定制度が始まります

新制度では、幼稚園や保育所などの利用には、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」制度が始まります。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者は市が定める基準に従って、認定を受けていただく必要があります。なお、認定は左の表の3区分となり、利用できる施設・事業が違います。

支給認定区分

認定区分	対象年齢	利用できる施設
１号認定 (教育標準時間認定)	満３歳以上 (主に教育を希望)	幼稚園 認定こども園
２号認定 (保育認定)	満３歳以上 (主に保育を希望)	保育所 認定こども園
３号認定 (保育認定)	満３歳未満 (保育を希望)	保育所 認定こども園 地域型保育

保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

◆**保育標準時間**
1日11時間の枠の中で保育を利用することができます。

◆**保育短時間**
1日8時間の枠の中で保育を利用することができます。

「保育標準時間」利用の場合

※留意事項　利用可能時間は、保育所などが開所している時間内での利用となります。

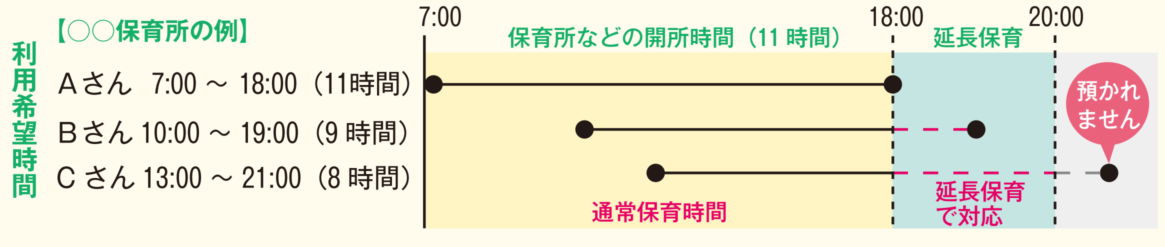

「保育短時間」利用の場合

※留意事項　利用可能時間は、保育所などが設定している時間内での利用となります。

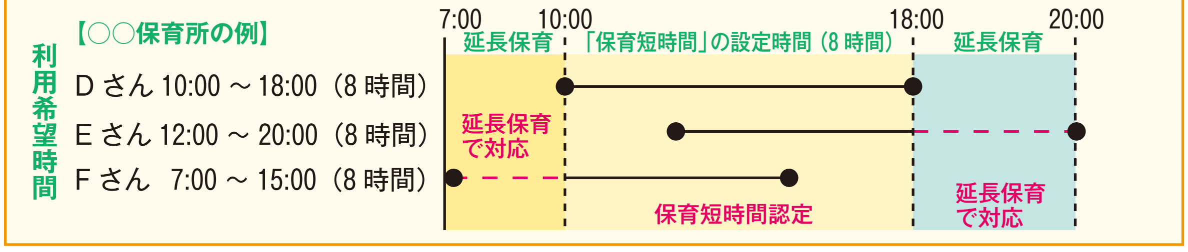

保育が必要と認定されるには

保護者が下記のいずれかに該当することが必要です。

- **就労**（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含みます）
  - ・フルタイム（月120時間以上）就労
    ⇒保育標準時間
  - ・パートタイム（月60時間以上）就労
    ⇒保育短時間
- **妊娠・出産**
- **保護者の疾病、障がい**
- **同居または長期入院などしている親族の介護・看護**
- **災害復旧**
- **求職活動**（起業準備を含む）
- **就学**（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- **虐待やＤＶのおそれがあること**
- **育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること**
- **その他市長が認める場合**

平塚市役所　〒254−8686　平塚市浅間町9−1　☎0463−23−1111　FAX0463−23−9467

利用するにはどうすればいいの？（幼稚園・保育所・認定こども園などの入園手続き）

1号認定（幼稚園・認定こども園を利用希望の場合）

幼稚園などに直接利用申し込みをします
→ 幼稚園などから入園の内定を受けます
→ 幼稚園などを通して利用のための認定を申請します
→ 幼稚園などを通して市から認定証が交付されます
→ 幼稚園などと契約をします

2・3号認定（保育所・認定こども園などを利用希望の場合）

市に認定の申請と入所申し込みをします
→ 市が保育の必要性を確認します
→ 市が申請者の希望、保育所などの状況により利用調整をします
→ 市から認定証と入園の決定通知が送られます
→ 利用先の決定後、契約となります

契約・支払先は、利用する施設によって異なります

契約や保育料の支払いについては、幼稚園・認定こども園・地域型保育を利用する場合は直接、施設や事業者と契約し、施設・事業者に保育料を支払うことになります。また、保育所を利用する場合は、平塚市と契約および平塚市への支払いをすることになります。

すでに入園していて、引き続き同じ施設の利用を希望する場合

現在、幼稚園を利用している場合

幼稚園を通して利用のための認定を申請します
→ 幼稚園を通して市から認定証が交付されます
→ 幼稚園と契約をします

現在、保育所を利用している場合

保育所に認定の申請と継続申し込みをします
→ 保育所を経由して市に提出
→ 市から保育所を経由して認定証が送られます
→ 市との契約となります

※現在、在園している幼稚園が現行のままで支給認定が必要ない場合は手続き不要です。各園にご確認ください。

新制度での幼稚園や保育所などの保育料

新制度での給付対象施設・事業の利用による保育料は、保護者などの所得（市民税の額を基にします）に応じた負担（応能負担）が基本になります。具体的な金額は、国が決める基準を上限として、市が定めます。また、保育料のほかに幼稚園・保育所などはその金額や理由について事前に保護者に説明し、同意を得るなど一定の要件のもとで、実費の徴収や上乗せ徴収を行うことも可能です。

なお、現行のままで支給認定が必要ない幼稚園は、今までと変わらず、幼稚園が独自に保育料を設定し、毎月一律の保育料を幼稚園に収めていただいたのち、世帯の所得に応じた補助金（就園奨励費）が1年に1度還付されることになります。

施設型給付の幼稚園の入園料

入園料は、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものととらえています。新制度での給付対象施設となった幼稚園などは毎月徴収する保育料とともに徴収していくことが、基本となります。

ほかにもあります！地域の子ども・子育て支援事業

新制度では、全ての子育て家庭を支援するため、平塚市では、次のようなさまざまな子育て支援事業を行っています。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言などその他の援助を行います。（詳しくは5ページをご覧ください）

ファミリー・サポート・センター事業

お子さんのお預かりなどの援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（支援会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。

問　ファミリー・サポート・センター　☎34−7844

一時預かり事業

保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュなどの理由により家庭で一時的に保育が困難となった場合に保育所などでお預かりします。

延長保育事業

保育認定を受け、入園しているお子さんについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所などにおいて保育を行います。

病後児保育事業

「症状は良くなってきたけれど、まだ保育園や学校などに行かせるのは心配」というような病気の回復期にあるお子さんをお預かりします。対象のお子さんは、生後6か月から小学校3年生までのお子さんです。

放課後児童クラブ（学童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、地域の積極的な協力を得て、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。（詳しくは6ページをご覧ください）

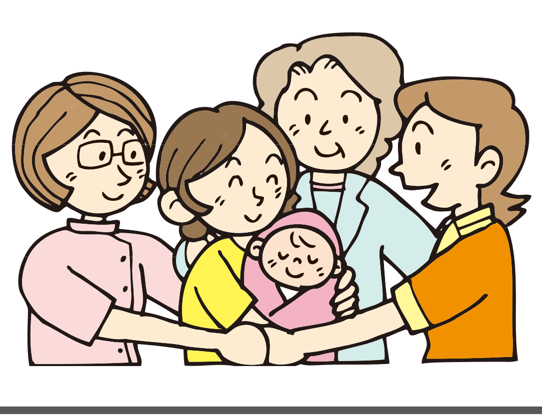

もっと教えて！ 子ども・子育て支援新制度

認定を受けるための条件は何かありますか？

満3歳以上のお子さんについては、申請により教育を受けることを希望される場合には1号認定を受けることができます。また、主に保育を必要とされる2号認定（3歳以上）・3号認定（3歳未満）については、1か月に60時間以上の就労などの要件の確認ができれば、認定を受けることができます。

共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければ良いですか？

共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園の利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。幼稚園・保育所の併願を希望される方はまず、幼稚園などで入園内定を受けた後、幼稚園などを通して「教育標準時間認定（1号認定）」の申請をしてください。それと同時に保育所などの利用希望もある場合は市保育課で保育所の入所申し込みと「満3歳以上・保育認定（2号認定）」の申請をしていただき、その後、実際に幼稚園または保育所の利用状況をみて、認定を維持するか、または変更するかを決めていただくこととなります。

幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、各幼稚園におたずねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりなど、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

お申し込み・お問い合わせ

子ども・子育て支援新制度について、詳しくは内閣府ウェブをご覧ください。

また、申し込みや保育料などについては、決まりしだい市ウェブでお知らせします。

問　保育課　☎21-9842